

型式の区分

家庭用つり下げ型蛍光灯器具

要素	区分
(A) 定格電圧	(1) 125V以下のもの
	(2) 125Vを超えるもの
(B) ランプの種類	(1) 蛍光灯用のもの
	(2) 白熱灯用のもの
	(3) エル・イー・ディー灯用のもの
	(4) その他のもの
(C) 変圧器	(1) あるもの
	(2) ないもの
(D) 電源スイッチ（機器本体に取り付けられ、操作することによって機器の主機能の動作が可能となるスイッチのことをいい、自動スイッチ及び自動温度調節器を除く。）（自動点滅器を除く。）	(1) あるもの
	(2) ないもの
(E) 調光装置（ランプの切替えによるものを除く。）	(1) あるもの
	(2) ないもの
(F) 電気スタンドの形状	(1) 自在型のもの
	(2) その他のもの
(G) 電源電線と器体との接続の方式	(1) 直付けのもの
	(2) 接続器利用のもの
(H) コンセント	(1) あるもの
	(2) ないもの
(I) 二重絶縁	(1) 施してあるもの
	(2) 施してないもの

備考：該当する要素記号及び区分番号に○印を付して下さい。

JET92002-1/1-(end)